

# 第2回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

## 次 第

令和2年1月31日（金）18時00分から  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告
- 3 各局発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

# 新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

## 1. 現在の状況

### ○ 国内外発生状況（厚生労働省発表）（1月31日9時時点）

	中国	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア
患者数	9,692	12	6	9	13	1	14	5	8
死亡者数	213	0	0	0	0	0	0	0	0

	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィンランド
患者数	9	6	3	6	5	1	1	4	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	フィリピン	インド	イタリア	合計
患者数	1	1	2	9,800
死亡者数	0	0	0	213

### ○ 都内発生状況 4名（1月31日9時時点）

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・中国から帰国した在留邦人 1名

### ○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### ○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置  
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 2 都の対応

### [新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組みを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の多言語対応
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業等特別相談窓口の設置

### [中国武漢市から帰国した在留邦人対応]

- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施

#### 〈第1便〉

- ・羽田から中国武漢への出発便で、支援物資（防護服約2万着）搬送
  - ・1月29日8時40分過ぎ、羽田空港に在留邦人206名が到着
- ※東京消防庁の計21隊が羽田空港に待機  
総務局からリエゾン2名を派遣  
福祉保健局からコーディネーター3名（医師、保健師、事務）を派遣
- ・体調不良の方を病院へ緊急搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数	属性等
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	4名	・30代 男性 ・50代男性 ・40代 男性 ・50代女性
都立駒込病院	1名	・50代 女性

※それ以外については国立国際医療研究センターへ搬送

#### 〈第2便〉

- ・1月30日8時50分頃、羽田空港に在留邦人210名が到着
- ※東京消防庁の計17隊が羽田空港に待機  
総務局からリエゾン2名を派遣  
福祉保健局からコーディネーター3名（薬剤師、衛生監視、事務）を派遣
- ・咳等の症状のある方13名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	2名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	4名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	5名

- ・その後、13名が入院

## 〔帰国邦人への対応〕

- 国の要請を受け、本日帰国する在留邦人の経過観察のために受け入れる警察大学校や国の研修所に対し、医師や看護師、保健師のほか、事務職員を派遣

### 〈第3便〉

- 1月31日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着  
東京消防庁の計16隊が羽田空港に待機  
総務局からリエゾン2名を派遣  
福祉保健局からコーディネーター2名（衛生監視、事務）を派遣
- 咳等の症状のある方10名を病院に搬送（東京消防庁）

受入病院	受入人数
(公財) 東京都保健医療公社 荏原病院	3名
都立墨東病院	2名
都立駒込病院	3名
(公財) 東京都保健医療公社 豊島病院	2名

- 本日帰国した在留邦人を経過観察のために受け入れる施設は、税関研修所（千葉県柏市）、国立保健医療科学院寄宿舍（埼玉県和光市）を予定

## 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方（案）

- 国においては、詳しい行動歴等を公表していないが、都は、都民の不安を少しでも解消するため、感染者のプライバシーの保護に十分に配慮しつつ、関係者等の同意を得たうえで、風評被害が生じない範囲で、公表内容を見直す。

（都が新たに原則として公表する内容）

- ・ 入国経路（利用空港など）
- ・ 滞在場所（都内・都外）と滞在日

（必要に応じて公表する内容）

- ・ 移動手段

- 濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討・判断する。
- 公表の考え方については、今後の患者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。

（参考）現行の公表内容

年代、性別、居住地（都道府県名）、症状・経過（来日日、症状出現日、受診した医療機関の所在する都道府県名）、行動歴（武漢市や中国への渡航歴など）

## 新型コロナウイルス感染症（指定感染症指定後）患者発生時の 感染症法上の主な措置について

措置の内容	根拠条文	措置権者	費用負担※2
患者（※1）等に対する <b>積極的疫学調査</b> の実施 （患者への聞き取り、原因の検索、健康診断等）	法15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事 → 都においては、 保健所長委任規則 により、保健所長 が実施</li> </ul>	全額公費負担  （ 都道府県1/2 国1/2 ）
<b>検体採取</b> 等の勧告 （患者の同意が得られない場合）	法16条の3		
<b>健康診断</b> の受診勧告・実施 （患者との接触者等の感染疑い者に対する措置）	法17条		
特定業務（飲食業等）への <b>就業制限</b> の実施 （病原体を保有しないこと等が確認されるまで）	法18条		
感染症指定医療機関への <b>患者移送</b> （所在地から入院先までの移送）	法21条		
感染症指定医療機関への <b>入院勧告</b> （症状があり、まん延の防止に必要な場合）	法19条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所設置区市長</li> </ul>	全額公費負担  （ 都道府県1/4 国3/4 ）  * 市町村民税所得割 （同一生計世帯） 年56.4万円超は 自己負担あり （月額2万円）

※1 医師の届出対象となる患者の定義（届出基準）は、今後厚生労働省から示される予定

※2 保健所設置区市は都道府県負担分を区市が負担

## 都民の皆様へ～新型コロナウイルス感染症について～

- ・新型コロナウイルス感染症は、感染症法の「指定感染症」に2月1日から指定され、法に基づき医師の届出、積極的疫学調査、患者への医療提供などを行うこととなります。
- ・新型コロナウイルス感染症は、我が国において、現在、流行が認められている状況ではありません。都民の皆様におかれましては、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

### 咳・発熱等の症状がありご心配な場合は、早めの相談、受診を！

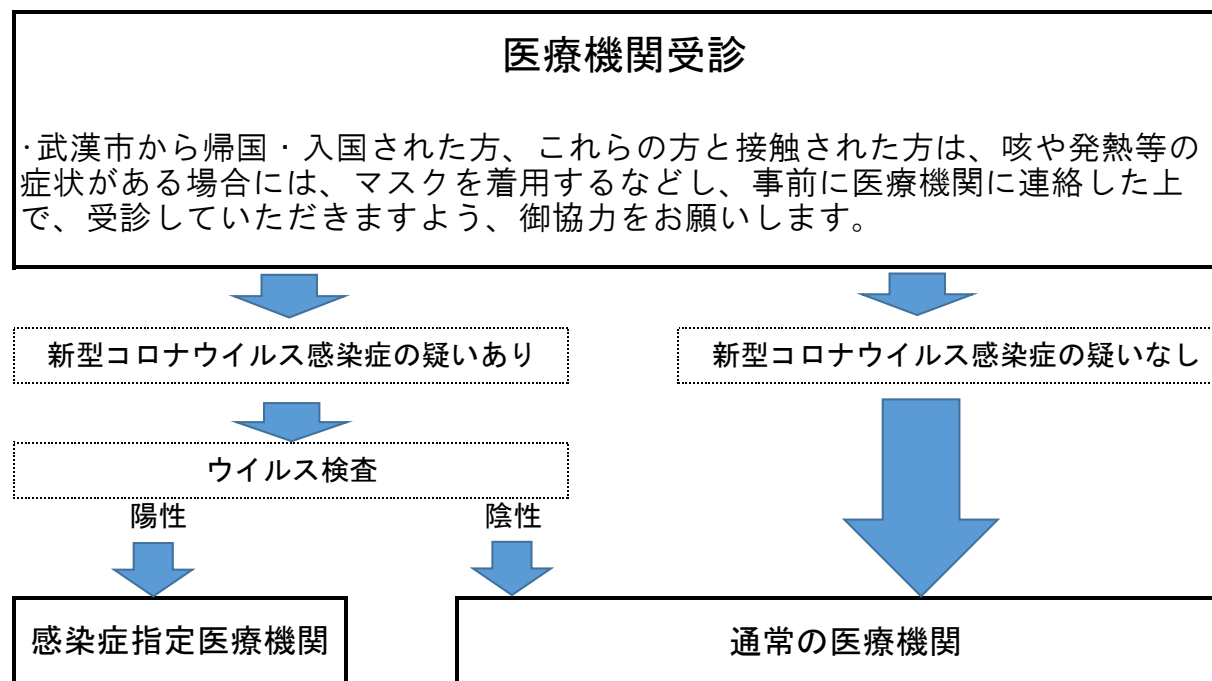
#### 【症状や受診方法などに関する相談】

最寄りの保健所・コールセンター（03-5320-4509）

#### 【医療機関の受診】

**注意！ 「武漢滞在歴がある方」や「武漢滞在歴がある方との濃厚接触者」（※）は、事前にその旨を連絡の上、受診してください！**

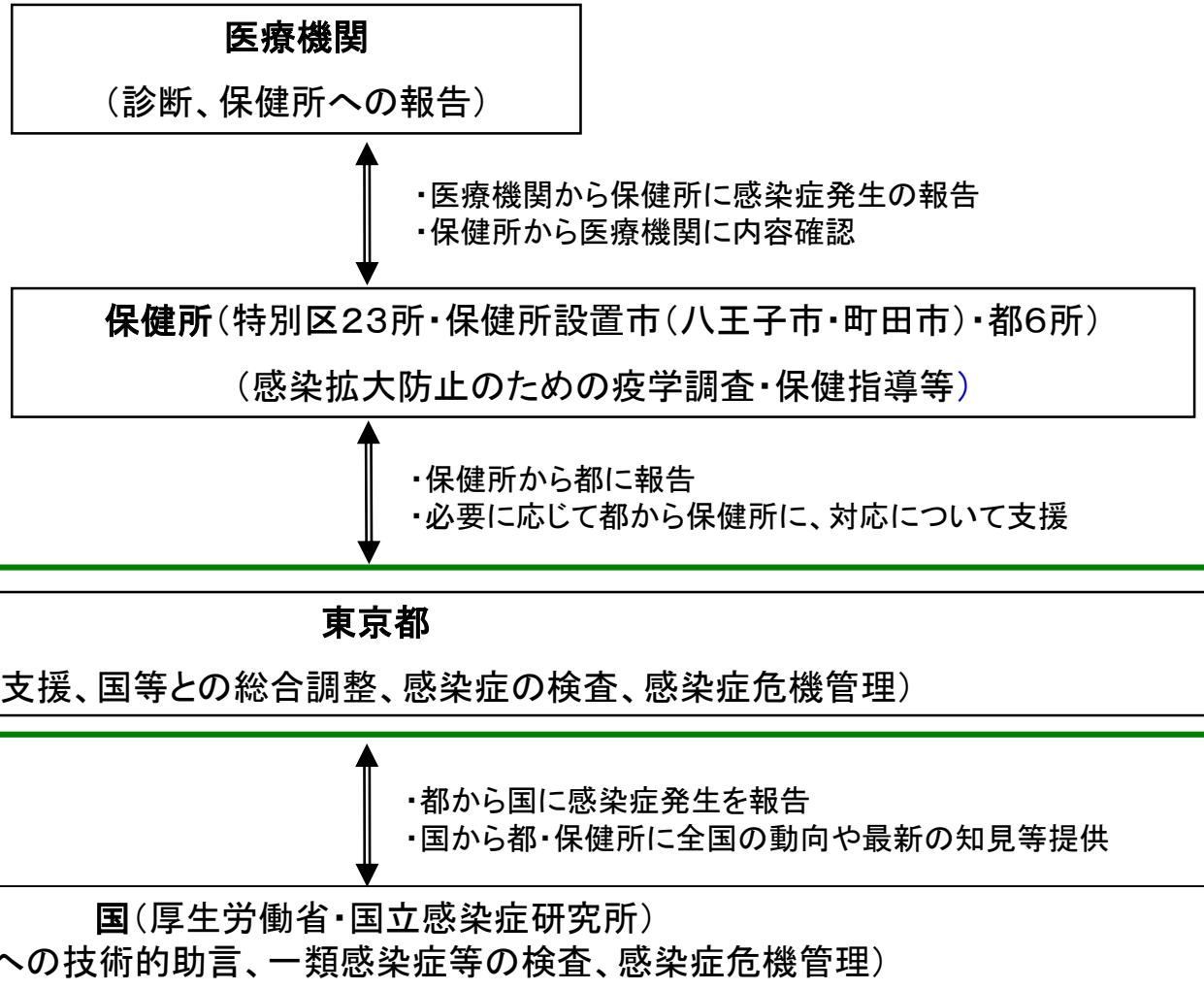
※1/31現在であり、変更の可能性があります



# 感染症対応の基本フロー

医療機関において、感染症(疑いを含む)が発生した場合は、所在地を管轄する保健所に報告し、必要に応じて、確定検査、疫学調査、保健指導など、感染拡大防止に必要な対応を講じる体制を平常時から構築している。

## 【感染症発生時の対応の流れ】



都民の健康に重大な影響を及ぼす感染症(疑い)発生時には、都が直接保健所を支援しながら対応



令和 2 年 1 月 3 1 日  
オリンピック・パラリンピック準備局

## 東京 2020 大会に向けた新型コロナウイルス感染症対策について

### 1 IOC の見解（1 月 30 日）

感染症対応策は、安全な大会を開催する東京 2020 計画の重要な部分を占めている。東京 2020 組織委員会は、引き続き全ての関連組織と連携し、感染症によるいかなる事象を注意深く監視し、必要となる対応策の検討を行う。さらに、IOC は自身の医療専門家だけではなく、世界保健機関（WHO）とも連絡を取り合っている。

“Countermeasures against infectious diseases constitute an important part of Tokyo 2020’s plans to host a safe and secure Games. Tokyo 2020 will continue to collaborate with all relevant organisations which carefully monitor any incidence of infectious diseases and will review any countermeasures that may be necessary with all relevant organisations. In addition, the IOC is in contact with the World Health Organisation, as well as its own medical experts.”

### 2 組織委員会の見解（1 月 30 日）

- ・東京 2020 大会の中止は検討していない。
- ・IOC や関係機関と緊密に連携し、必要に応じて対策についての検討を進めていく。
- ・組織委員会は、感染症全般に関してその兆候を監視している関係機関と密接に連携し、必要に応じて対策についての検討を進めていく。

### 3 今後の対応

国の関係省庁をはじめ関係機関と情報共有するため、東京都安全・安心推進会議の感染症対策分科会を開催する。

## 「第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和2年1月31日（金）18時00分

都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

### 【危機管理監】

これより「第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催します。

まず、冒頭、私から最新の状況についてご説明いたします。

新型コロナウイルス関連肺炎の現在の国内外での発生状況は合計で21か国9800名の患者数となっております。死亡者につきましては213名です。都内の発生状況ですが、合計で4名、このうち海外からの旅行者が3名、中国から帰国した在留邦人が1名となっております。

国の動きですが、本日第2回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されております。

続いて、都の対応についてです。第2便で到着された方のうち13名が病院に搬送されておりましたが、その後、入院されている状況でございます。第3便の状況ですが、本日10時25分頃、羽田空港に在留邦人149名が到着されております。このうち咳等の症状のある方10名を病院に搬送しております。本日帰国した在留邦人を受け入れる施設につきましては、税関研修所、国立保健医療科学院寄宿舍を予定しております。最新の状況につきましては以上となります。

それでは各局からのご発言をお願いします。福祉保健局からお願いします。

## 【福祉保健局】

まず、感染者の行動歴の公表の考え方について案としてまとめています。国におきましては、感染者の詳しい行動歴等は、現在公表しておりませんが、都におきましては、都民の不安を少しでも解消するため、感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、関係者等の同意を得たうえで、風評被害が生じない範囲で、公表内容を見直していきたいと考えております。具体的には、都が新たに原則として公表する内容として、入国経路、滞在場所と滞在日、必要に応じて公表する内容として移動手段を考えております。こうした公表内容につきましては、濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、その都度個別に検討・判断する必要があると考えております。また、公表の内容につきましては、今後の患者発生の変向などを踏まえ、適宜見直していきたいと考えております。下段に、参考までに現行の公表内容を記載しております。

続いて、2 ページ目の横表ですが、今般、明日から新型コロナウイルス感染症患者発生時の感染症法上の措置として「指定感染症」に指定された後の措置内容を記載しております。現時点では、任意の対応となっておりますが、指定感染症の指定を受けることにより、例えば、積極的疫学調査、検体採取、健康診断等を強制力を持った形で都道府県知事あるいは保健所設置区市長に実施する権限が与えられるというものです。費用負担等は右に記載しております。

次のページですが、「指定感染症」の指定が明日から前倒しで効力を発揮させるということですが、改めて、都民のみなさまに対しまして、新型コロナウイルス感染症についての注意事項やいたずらに不安を煽らないよう、季節性インフルエンザと同様の対応が基本だということを周知徹底させていただければと思っております。そのうえで、ご心配・ご不安な点がございましたら、最寄りの保健所や昨日開設いたしました都のコールセンター等にご相談いただければと思っております。また、実際に医療機関を受診さ

れる場合につきましては、注意事項にも記載しておりますが、武漢滞在歴や武漢滞在歴がある方との接触状況等をご連絡いただいたうえで、医療機関の受診をお願いします。注意書きの部分につきましては、あくまでも本日現在のものがございます。明日以降、厚生労働省等からの新たな考えが示された場合は対応が変わっていく可能性がございます。医療機関の受診方法につきましては、先ほどの「指定感染症」の適用が入ってきますので、仮に新型コロナウイルス感染症の疑いがあった場合には、ウイルス検査を実施し、陽性と判断された場合には基本的には感染症指定医療機関へ入院という形になります。都民が見た場合の今回の流れを改めて整理させていただきました。

続いて感染症対応の基本フローについてですが、これは基本的には医療機関や保健所等における役割をフロー図で示したものです。都内の医療機関や保健所での情報はすべて東京都へ上がり、国との連絡調整の流れができているという流れでございます。特に都内の医療機関等、新型コロナウイルス等の状況において対応可能な医療機関の調整を現在進めているところでございます。詳細が決まり次第、またご連絡します。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。次に資料をいただいているオリンピック・パラリンピック準備局からお願いします。

#### 【オリンピック・パラリンピック準備局】

オリパラをめぐりまして、開催をめぐりまして誤った情報がネット等で拡散している状況でございまして、今回正しいIOCの見解と組織委員会から昨日公表された見解を改めて共有させていただきました。組織委員会におきましては、今回、WHOの緊急宣言はなされましたが、その後、実施の考えを持っていることを確認しております。今後の

対応につきましては、実務者からなる東京都安全安心推進会議の感染症対策分科会を開催いたしまして、関係機関で情報提供していきたいと考えています。以上です。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。そのほか、ご発言等のある局はありますか。外務長お願いします。

**【政策企画局】**

政策企画局におきましては、昨日の本部会議の開催を受けまして、昨日夕刻、在京の大使館等へ情報提供を行いました。その内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の国内での発生状況及び都の対応状況についてのものでございます。加えて、各大使館における情報収集及び各国自国民への情報提供の参考になる情報として、都庁公式WEBサイトの中から、英語、中国語の新型コロナウイルス関連情報掲載ページ、また、NHKWORLDの関連情報の掲載サイトをあわせて情報提供いたしました。以上です。

**【危機管理監】**

ありがとうございました。つづいて、他の局等ございますか。よろしいですか。それでは、多羅尾副知事。

**【多羅尾副知事】**

それでは、都議会関係についてご報告いたします。新型コロナウイルス関連肺炎対策について、都議会全会派による東京都議会災害対策連絡調整本部が、本部長に石川議

長、副本部長に橘副議長が就任されて設置されたところでございます。本日、本部長から感染拡大防止、相談体制、情報提供体制、検査体制の充実などを求める要請がございました。知事や議員にお伝えしたところでございます。また、都民ファーストの会、都議会公明党など各会派からも同様の趣旨の要請が知事宛てにございました。内容につきましては、各局に送付しておりますのでご確認をお願いいたします。以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。つづいては、知事から、本部長からご発言いただきます。よろしく申し上げます。

#### 【小池都知事】

連日、お集まりいただいております。また、現場で活躍されている皆さんには本当にご苦勞様でございます。状況は、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者は、中国のみならず、日本をはじめ世界各地で確認されて、本日9時の時点、午前中ですからさらに増えている可能性もありますが、1万人に近い9800名となっております。

また、事態は日々刻々と変化しておりまして、世界への拡大の恐れが一層強まっているものと残念ながら客観的に見てそう思います。それから今日の未明ですが、WHOが日本を含む中国以外の4か国でヒトからヒトへの感染が確認されたことなどを踏まえまして、2019年7月のコンゴ民主共和国におけますエボラ出血熱以来の、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当するということで、緊急事態を宣言したところでございます。こうした事態を受けて、国のほうでも2回目の対策本部を今日お昼過ぎに開催しまして、今回のこの新型コロナウイルスを明日2月1日から前倒しで「指定

感染症」に指定するという事で、もう一段高い取組をしていくことを確認しております。

指定感染症になりますと先ほど報告のありましたとおり、患者に対しては、健康診断、そして、検体の採取、入院勧告などが都道府県知事の権限で実施できることとなりまして、感染症対策を一層徹底して実施してまいります。それから福祉保健局から報告のあったとおり「感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方」ということで説明がございました。これについて、都は、都民の不安を少しでも解消して、また、皆さんの安全安心につながるように、個人のプライバシーの保護、風評被害の発生防止など、十分配慮しながら、今後この考え方に基づいてしっかりと取り組んでいくことといたします。会議後、公表する予定となっております。

そして、明日から週末を迎えるわけではありますが、状況は変化しているということからも、週末におきましても関係各局、即応できる体制を確保していただきたい。そして、事態の変化に応じ迅速に対応をお願いしたいと思います。

昨年、台風の関係で訪米を中止したところですが、今回も明日から予定していました訪米を私自身中止しております。常に連絡が取れる、体制を取っておきたいと思えます。どうぞ皆さんまたよろしく願いたい。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。各局、各機関とも、ただいま本部長あつたご発言。特に週末の即応体制についてはよろしく願います。

以上で、第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了します。

以上